

(別紙1)

角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業
仕様書

1 事業名

角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業（以下、「本事業」という。）

2 事業実施目的

本事業は、米子市が活用する経済産業省「令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」により、角盤町・朝日町周辺地域において、官民連携による再生可能エネルギー等の活用に向けた研究会やイベントを実施し、エネルギー構造高度化に対する理解促進を図るとともに、まちの賑わい創出とレジリエンス向上を目的としている。

3 事業実施概要

3-1 角盤町・朝日町周辺地域賑わい創出・レジリエンス向上研究会の設置・運営

(1) 各種計画及び地域課題の整理

米子市で取り組んでいる「歩いて楽しいまちづくり（ウォーカブル推進）」や「第2次米子市まちづくりビジョン」等について現在の取組状況等を整理する。

また、角盤町・朝日町周辺地域における現況や課題を、賑わい創出及びレジリエンス向上の観点に基づき整理する。

(2) 研究会の設置・運営

本事業では、官民一体となって取り組んでいくため、角盤町・朝日町周辺地域の民間事業者と米子市が参画する「角盤町・朝日町周辺地域賑わい創出・レジリエンス向上研究会」を設置し、再生可能エネルギー等を活用した本地域の賑わい創出と、災害に強く安全・安心なまちづくりのためにできるアクションを検討する。

以降に、研究会の設置・運営に関する事項を示す。

ア 研究会の設置・開催

本研究会に参画する企業・団体等メンバーは、米子市と協議の上、決定するものとする。

本研究会の開催は、1回あたり2時間程度、全5回程度を想定する。

開催場所は、米子市と協議の上、決定するものとする。

イ 研究会の検討事項及び運営

本研究会では、各民間事業者や団体等における現在の取組状況等を踏まえ、地域が一体となって取り組むことが想定される賑わいの創出、レジリエンス向上等に資する再生可能エネルギー等の利活用に関する方針や具体的な取組、スケジュール等について検討し、今後の取組方針を示すアクションプラン作成に反映する。

本研究会の開催にあたって、事前に米子市と協議した上で、全5回程度の開催内容を設定するものとする。

また、各回の開催にあたって、研究会参加者への案内、必要な資料の作成、当日の進行、開催後のとりまとめ（議事録含む。）を実施する。

(3) 賑わい創出・レジリエンス向上アクションプラン等の作成

研究会を通してとりまとめたアクションは、以降、角盤町・朝日町周辺地域関係者及び米子市が取り組む際の方針として「賑わい創出・レジリエンス向上アクションプラン」（10 ページ程度（A4 判））に整理する。

本アクションプランとして整理する項目は、米子市と協議の上、設定するものとする。

3-2 地域理解促進イベントの実施

研究会で検討した、賑わい創出・レジリエンス向上に資するエネルギー構造高度化の観点による取組について、地域住民等に広く発信し、角盤町・朝日町及び周辺のイメージ向上と同時にエネルギー構造高度化に対する理解促進を図るため、地域理解促進イベントを実施する。

以降に、地域理解促進イベントで実施する事項を示す。

(1) 地域理解促進イベントの企画立案

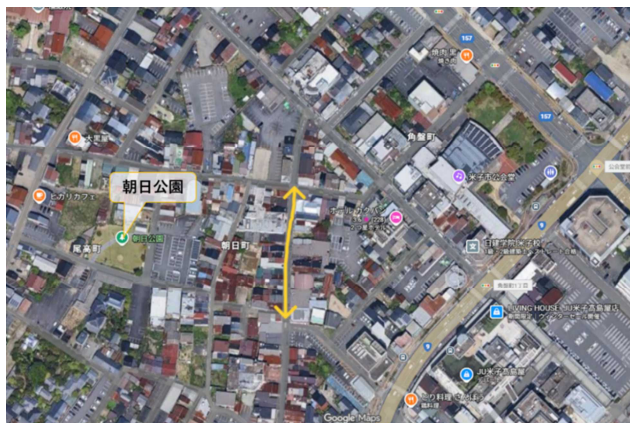
研究会での検討を踏まえ、地域理解促進イベントを企画立案する。

以降に、踏まえるべき地域理解促進イベントの実施概要を示す。

【地域理解促進イベントの実施概要】

- ・概要：本イベントは、来場者が主体的に楽しみながら関わる機会を創出し、幅広い世代の交流や地域の一体感の醸成を図る。観覧者も含めた参加型・鑑賞型の楽しみを提供することで、イベント全体の満足度向上や関心喚起に寄与することを期待する。
- ・実施日時：令和8年10月下旬の金・土曜日（2日間）
金曜 17：00～20：00、土曜 16：00～20：00 を想定。
- ・場所：朝日公園及び周辺道路（図表内矢印部分）を使用して実施することを想定。（図表参照）

図表 地域理解促進イベント実施場所



- ・イベント実施内容例：朝日公園を使用して、参加者・来場者双方が楽しめるよう多様なプログラムによるイベント等を実施するとともに、朝日公園の周辺道路（図表内矢印部分延長 100m程度）にてLED ライト等の電飾を施し、夜間の空間創出による地域の魅力発信を行う。また、地域住民や来訪者の流入促進のため、米子駅前周辺から朝日公園周辺をつなぐグリーンスローモビリティを運行する。
- ・エネルギー構造高度化に関する実施内容例：イベント当日の電源供給には、できる限り二酸化炭素排出量実質ゼロであるゼロカーボン電気を使用し、蓄電設備やEV 等からの給電等も想定する。これによって、非常時の電源確保の具体的なイメージを示し、再生可能エネルギーの有用性や地域のエネルギー自立性について体感的に理解できる機会を提供する。また、来街者に対して、再生可能エネルギーに関する普及啓発・理解促進を図るため、米子市が取り組む再生可能エネルギー等の導入に関するパネル展示を行うとともに、来街者を対象としたアンケート調査等を実施し、本イベントにおける地域に対するイメージの変化、再生可能エネルギーの利活用に関する認知度合い等について調査する。

(2) 地域理解促進イベントの運営

地域理解促進イベントにおいて、事前準備・当日運営・開催後の報告書を作成する。
実施する事項を以降に示す。

ア 関係者調整・実施体制構築

商店会、行政、民間事業者、および米子市との調整を行い、協力団体および地域住民への案内・依頼・調整を実施する。

また、関係者の役割分担を明確にし、円滑な運営体制を構築する。

イ イベント事前準備

朝日公園及び周辺道路の使用に係る市所管部署及び警察等との調整、イベント広報、ステージ設営、音響・映像設備の準備等を米子市と連携して実施する。

ウ 当日運営

イベント当日は、各種イベントプログラムの進行、受付や誘導、参加者サポートを行うほか、緊急対応や安全管理に配慮する。

また、イベント当日の状況を記録するための写真・動画撮影、来街者に対するアンケート調査を実施する。

エ イベント報告書作成

イベント終了後は、来街者アンケート調査の集計、記録した写真・動画等を整理する。

また、今後の取組の参考とするため、イベントの参加人数や実施内容、成果や課題、以降の地域理解促進イベントの開催に向けた改善案等を取りまとめた報告書を作成する。

4 打合せ等

本事業を適切に遂行するために、定期的な研究会を実施するものとする。なお、臨時的・突発的に打合せをする必要が生じた場合には、市の求めにより即時に対応するものとする。

また、本事業の遂行に関して、市担当部署や関連事業者との調整等が生じた場合は、適宜対応するものとする。

5 提案上限額

12,199,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、消費税及び地方消費税については10%で計上すること。

6 費用の負担

本事業に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

7 法令等の遵守

受注者は、本事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

8 秘密の保持

受注者は、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9 公益確保の義務

受注者は、本事業を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

10 提出書類

受注者は、本事業の着手及び完了に当たって米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 納品書
- (4) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

11 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

12 参考文献等の明記

本事業に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名等を明記するものとする。

13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、米子市、受注者の協議によるものとする。

14 成果品

(1) 実施報告書の作成

実施報告書（紙媒体）2部及び実施報告書の電子データ2部（CD-ROMにWord版とPDF版を保存）とする。

(2) アクションプランの作成

賑わい創出・レジリエンス向上アクションプラン（紙媒体10ページ程度（A4判））2部及びアクションプランの電子データ（CD-ROMにWord版とPDF版を保存）とする。

(3) 納入期限・完了検査

令和9年3月5日（金）までに成果品を納入し検査を受けるものとし、成果品の検査合格をもって委託事業の完了とする。ただし、検査時又は納入後においても、明らかに成果品に不備が認められた場合は直ちに訂正等を行い、指定期日までに納入すること。

なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。本事業完了後において、明らかに受注者の責に伴う事業の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該事業の修正を行わなければならない。

(4) 成果品の管理と帰属

成果品の管理及び帰属は、米子市とする。受託事業者は、本市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

15 その他

受注者は、本事業を履行し得る十分な専門的知識・技術を有した人員を配置し、事業を円滑に遂行するため、誠実に契約内容を履行すること。

また、受注者は業務の一部を再委託する場合は、事前に市と協議のうえ、承認を得ること。